

住宅用火災警報器の設置率と 推進状況等について



平成23年9月7日
消防庁予防課

住宅用火災警報器の設置義務化等の状況

H20.12: 第1回推進会議

「住宅用火災警報器設置推進基本方針」の決定

1. 基本的な考え方
 - (1) 地域社会に密着した取組の推進
 - (2) 国民運動的な取組の推進
 - (3) 推進状況等の公表
2. 住警器の早期普及体制の整備
 - (1) 地域推進組織を地域ごとに整備
 - (2) 地域における実施計画を策定

H21.6: 第2回推進会議

「当面の取組」として、以下の4点を決定

1. 普及率の標準的な調査方法の提示と普及率調査の定期的実施・公表
2. 地域推進組織の整備と実施計画策定の促進
3. 優良推進事例等に係る継続的な情報発信
4. 財政措置を活用した設置推進

H22.1: 第3回推進会議

「当面の重点実施項目」として、以下の3点を決定

1. 普及率調査の結果を踏まえた重点的取組
2. 共同購入等の先進的ノウハウの普及
3. 住宅防火に係る総合的な啓発と併せた普及促進

H22.8: 第4回推進会議

「当面の重点実施項目」として、以下の2点を追加決定

4. 住警器の効果・奏功事例を活用した広報活動
5. 高齢者世帯など設置困難世帯への対応強化

H23.2: 第5回推進会議

・完全義務化を迎える平成23年6月に向けた取組

H23.9: 対策会議

「住宅用火災警報器設置対策基本方針(案)」の決定

● H16.6: 消防法の改正

● H18.6: (新築のみ義務化開始)

● H20.6: 約25%^{*1}の地域^{*2}で義務化

*1 世帯数ベース(以下同じ。)

*2 消防本部等の管轄区域を「地域」と呼ぶ。(以下同じ。)

● H21.6: 約40%の地域で義務化

● H22.4: 約50%の地域で義務化 (東京都(島嶼部除く)で義務化開始)

● H23.6: 全国で義務化

H20.6: 推計普及率
35.6%

H21.3: 推計普及率
45.9%

H21.12: 推計普及率
52.0%

H22.6: 推計普及率
58.4%

H22.12: 推計普及率
63.6%

H23.6: 推計設置率
71.1%

today

住宅用火災警報器の設置率(平成23年6月時点推計)①

・H23.6時点における住警器の全国の推計設置率は71.1%で、前回推計結果(H22.12時点)の63.6%から7.5%上昇(H23義務化の地域では10.2%上昇し、H22までに義務化済みの地域は4.9%の上昇)。

<推計設置率(全国)>

	総世帯数 (万世帯)	うち推計 設置世帯数 (万世帯)	推計 設置率
H22年までに 義務化	2,467万世帯	1,865万世帯	75.6%
H23年 義務化	2,412万世帯	1,605万世帯	66.5%
全国	4,879万世帯	3,470万世帯	71.1%

注1) 調査対象からは、東日本大震災において、全壊、半壊の戸数が、全戸数の2割以上を占める地域並びに警戒区域及び計画的避難区域に指定された箇所が大半を占める地域を除いている。

注2) 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住警器の設置が免除される場合も「推計設置世帯数」に含む。

注3) 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。

注4) 四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。

<推計設置率(ブロック別)>

ブロック	地域数	推計設置率
北海道	67地域	72.5%
東北	99地域	67.6%
関東	205地域	72.9%
東海	73地域	73.4%
東近畿	89地域	74.5%
近畿	62地域	71.2%
中国	52地域	64.5%
四国	54地域	58.2%
九州	136地域	70.2%
計	837地域	71.1%

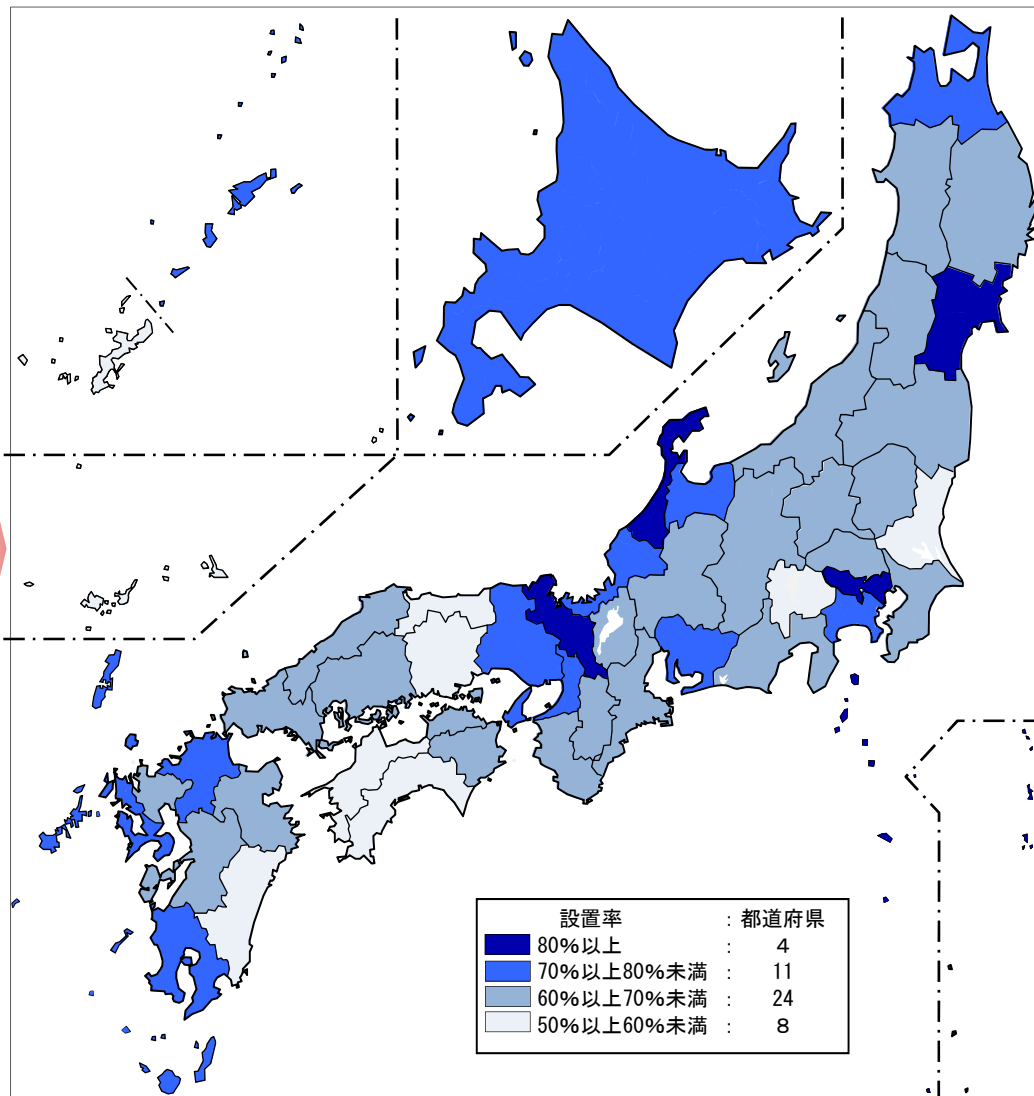
※「ブロック」は全国消防長会の支部を単位としている。

<前回推計結果(H22.12時点)>

	総世帯数 (万世帯)	うち推計 普及世帯数 (万世帯)	推計 普及率
全国	4,906万世帯	3,119万世帯	63.6%

住宅用火災警報器の設置率(平成23年6月時点推計)②

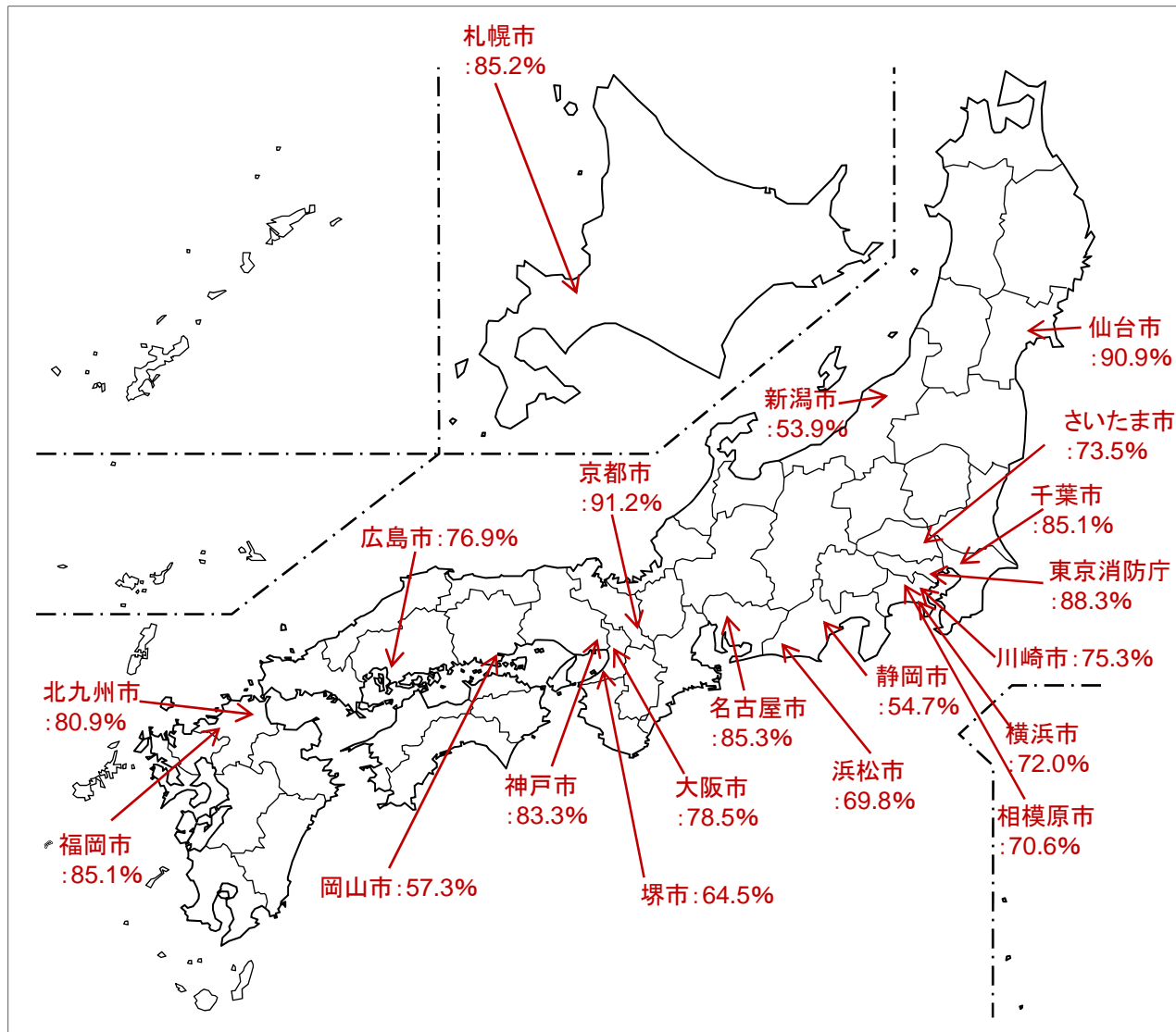
都道府県名	推計設置率	前回の差
滋賀県	68.7%	+10.7%
京都府	81.9%	+6.3%
大阪府	70.7%	+8.4%
兵庫県	72.1%	+9.0%
奈良県	60.7%	+4.8%
和歌山県	69.0%	+9.2%
鳥取県	58.3%	+17.7%
島根県	65.5%	+18.8%
岡山県	59.1%	+8.5%
広島県	68.0%	+15.7%
山口県	66.4%	+14.6%
徳島県	60.0%	+8.5%
香川県	62.7%	+12.3%
愛媛県	54.2%	+8.8%
高知県	58.6%	+4.2%
福岡県	78.2%	+5.0%
佐賀県	63.5%	+10.3%
長崎県	78.1%	+4.3%
熊本県	65.4%	+7.2%
大分県	69.2%	+21.5%
宮崎県	57.3%	+11.3%
鹿児島県	70.8%	+12.5%
沖縄県	51.3%	+6.9%
全国	71.1%	+7.5%



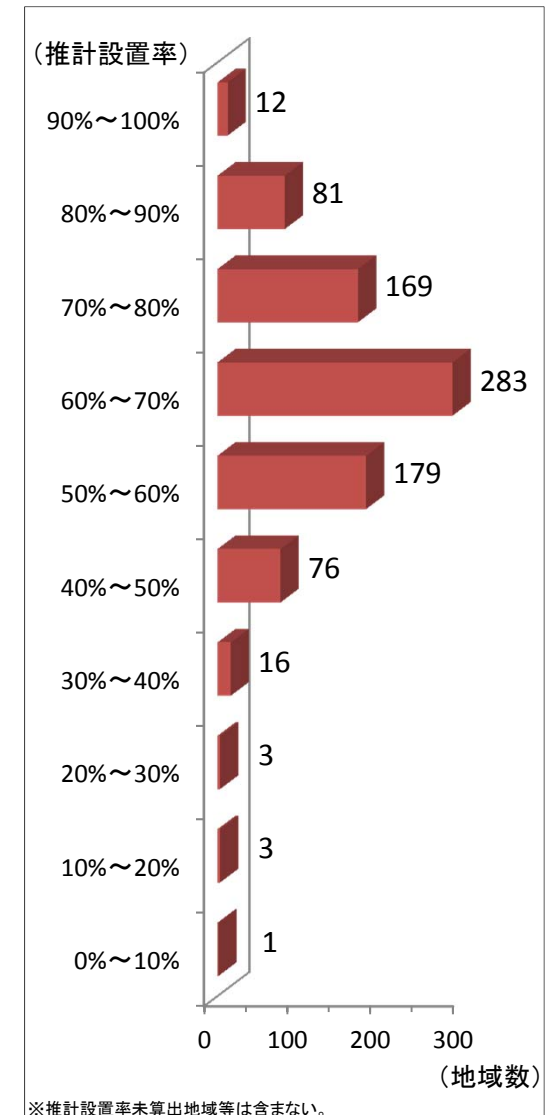
都道府県名	推計設置率	前回の差
北海道	72.5%	+6.1%
青森県	71.2%	+0.0%
岩手県	61.0%	+8.9%
宮城県	87.5%	+5.5%
秋田県	62.3%	+12.6%
山形県	64.8%	+15.4%
福島県	60.5%	+6.4%
茨城県	54.9%	+5.2%
栃木県	64.6%	+1.8%
群馬県	63.4%	+4.7%
埼玉県	65.7%	+2.8%
千葉県	67.7%	+3.4%
東京都	88.2%	+9.0%
神奈川県	70.6%	+9.2%
新潟県	60.1%	+10.3%
富山県	74.4%	+0.6%
石川県	82.2%	+2.2%
福井県	77.6%	+20.8%
山梨県	53.8%	+11.3%
長野県	69.6%	+3.7%
岐阜県	61.1%	+13.4%
静岡県	65.6%	+0.0%
愛知県	77.8%	+6.9%
三重県	68.7%	+4.2%

<推計設置率(都道府県別)>

住宅用火災警報器の設置率(平成23年6月時点推計)③



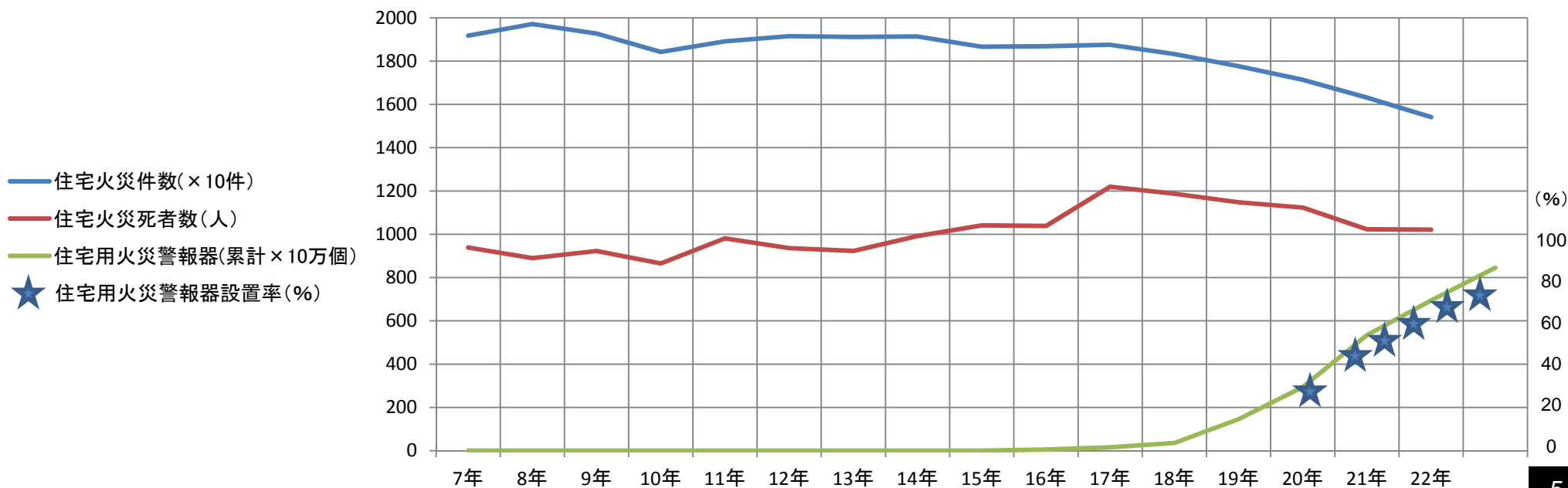
<推計設置率(政令指定都市等別)>



<推計設置率(地域別)>

住宅火災の状況と住宅用火災警報器の設置状況

	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	
住宅火災件数（件）	19174	19714	19271	18425	18914	19154	19112	19136	18663	18687	18751	18328	17768	17136	16313	15430		
住宅火災死者数（人）	939	890	923	865	981	936	923	992	1041	1038	1220	1187	1148	1123	1023	1022		
住宅用火災警報器鑑定数 (各年3月末累計×10万個)										504	1536	3626	14564	29422	53376	69468	84538	
住宅用火災警報器設置率														H20/6	H21/3	H22/6	H23/6	
															28.2%	41.6%	58.4%	71.7%
															H21/12	H22/12		
															52.0%	63.6%		

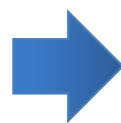


住宅用火災警報器の効果

H20年からH22年までの3年間における、失火を原因とした住宅火災42,040件※について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の効果进行分析。

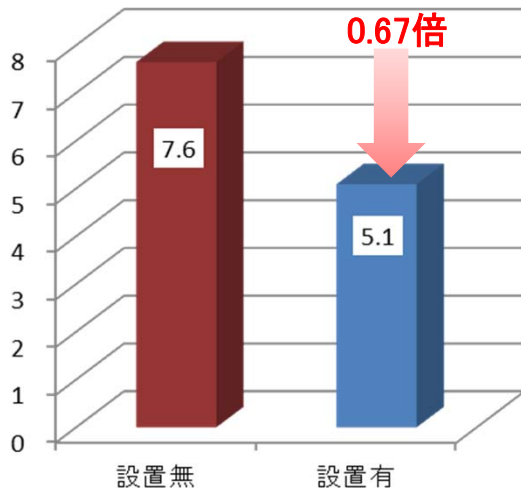
※ ここでは、住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。

死者数、焼損床面積、損害額で見ると、住警器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ被害状況が概ね半減。



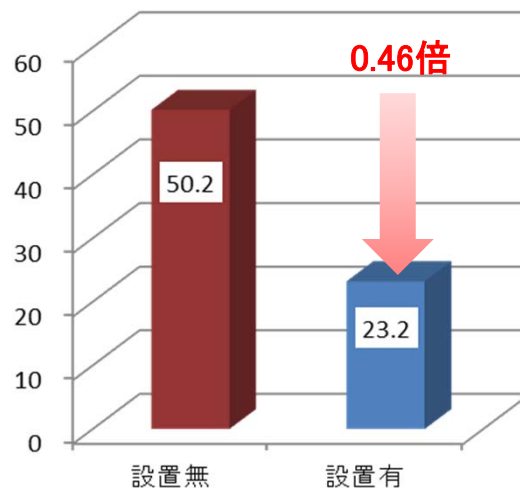
住警器が設置されれば、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが減少。

(人/火災100件)



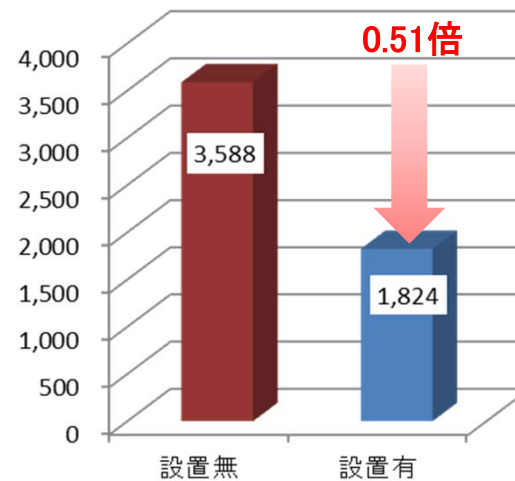
<住宅火災100件当たりの死者数>

(㎡/火災1件)



<焼損床面積>

(千円/火災1件)



<損害額>

注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
注2) 死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

地域推進組織の整備・実施計画の策定状況(平成23年6月時点)

<地域推進組織の整備状況>

	地域数	率
整備済み	292地域	34.9%
消防署単位	48地域	5.7%
消防本部単位※	211地域	25.2%
その他	33地域	3.9%
整備予定なし/未定	510地域	60.9%
既存の連携体制で対応	477地域	57.0%
その他	33地域	3.9%
今後整備予定	35地域	4.2%
計	837地域	100.0%

**769地域
(91.9%)**

⇒前回(H22.12時点)は768地域(91.3%)

**804地域
(96.1%)**

⇒前回(H22.12時点)は814地域(96.8%)

<実施計画策定の状況>

	地域数	率
策定済み	315地域	37.6%
地域推進組織で策定	82地域	9.8%
本部等独自で策定	225地域	26.9%
その他	8地域	1.0%
未策定	481地域	57.5%
既存の取組で対応	447地域	53.4%
その他	34地域	4.1%
今後策定予定	41地域	4.9%
計	837地域	100.0%

**762地域
(91.0%)**

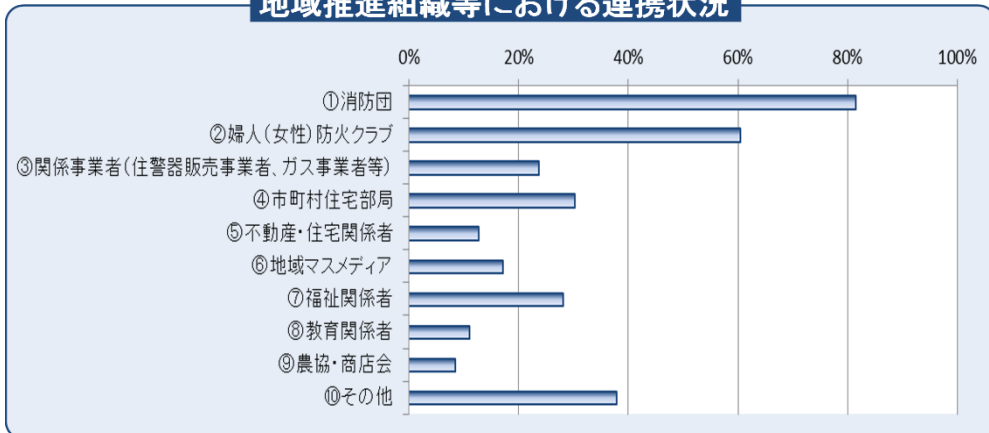
⇒前回(H22.12時点)は766地域(91.1%)

**803地域
(95.9%)**

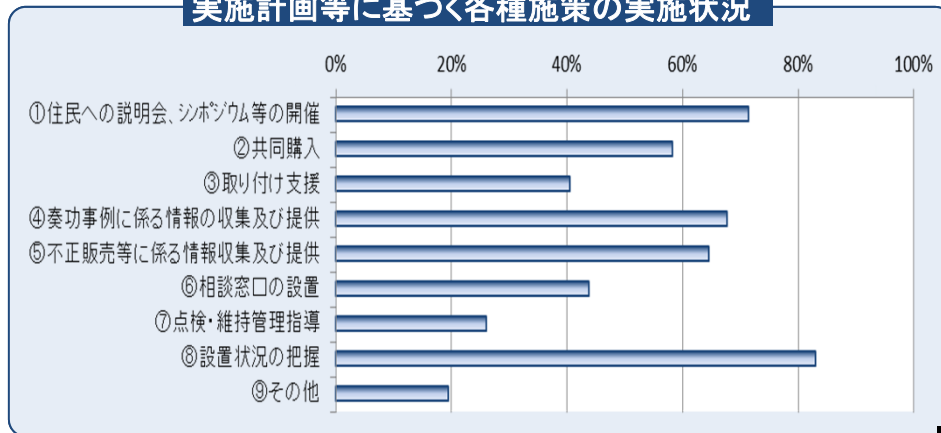
⇒前回(H22.12時点)は822地域(97.8%)

※消防本部単位で地域推進組織を整備している地域のうち、消防署が1署のみのため実質的に消防署単位である地域は96地域。

地域推進組織等における連携状況



実施計画等に基づく各種施策の実施状況

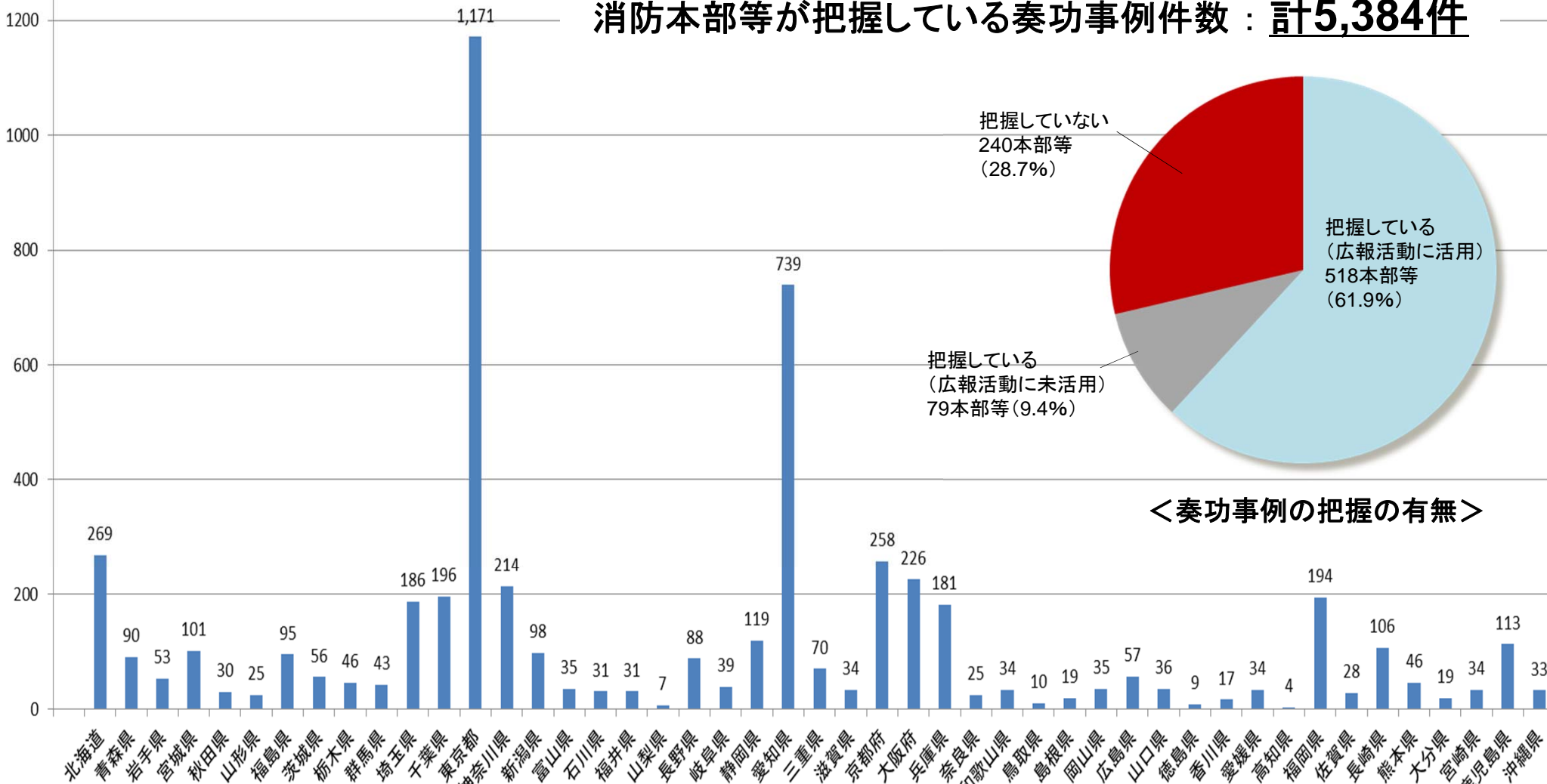


住宅用火災警報器の奏功事例件数(平成23年6月調査)①

(件)

住警器の設置に関する奏功事例も多数報告されており、各地域では設置消極層(無関心・拒否)に対する広報活動等に活用している。

消防本部等が把握している奏功事例件数：計5,384件

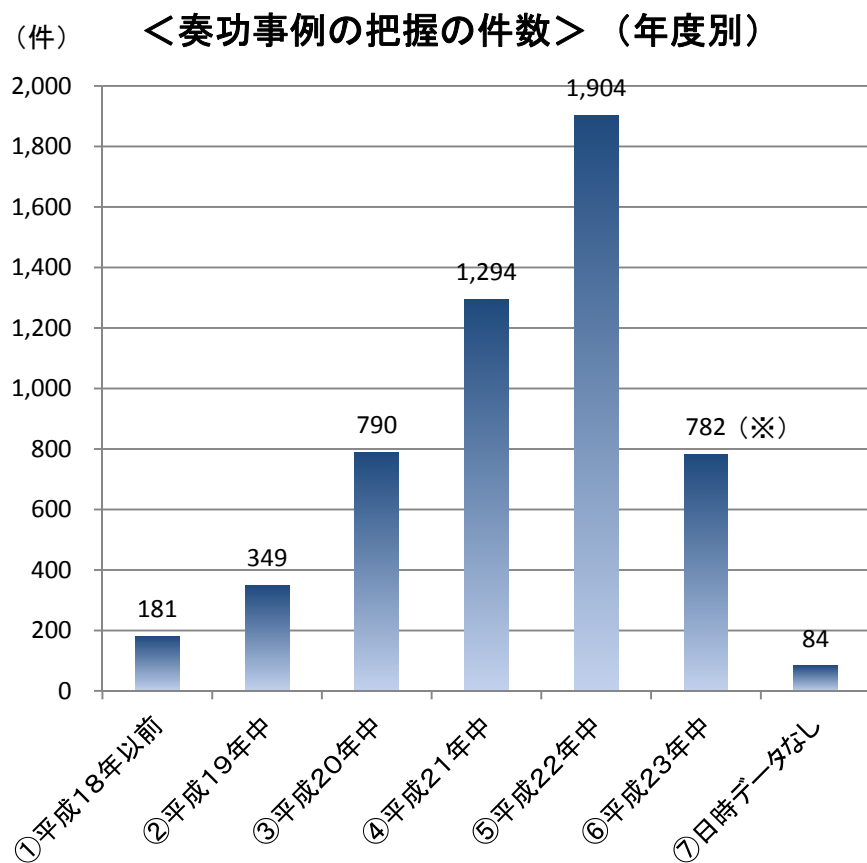


<都道府県別奏功事例件数(消防本部等が把握しているものに限る。)>

住宅用火災警報器の奏功事例件数(平成23年6月調査)②

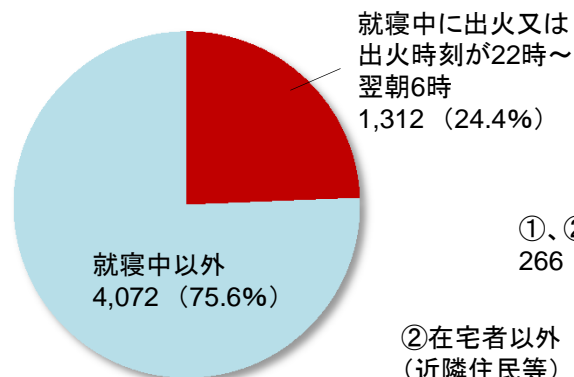
奏功事例は火災に至らないものほど、消防本部で把握するのが困難であるが、住警器の設置世帯の増加に伴い年々増加してきており、今後も把握を続け広報活動に活用することが重要である。

消防本部等が把握している奏功事例件数：計5,384件

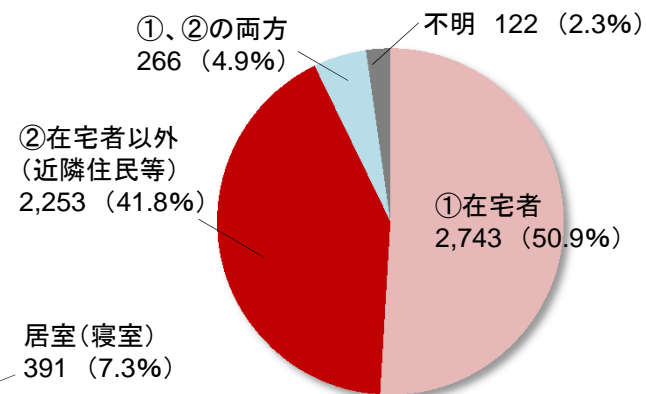


※平成23年中は6月現在の数

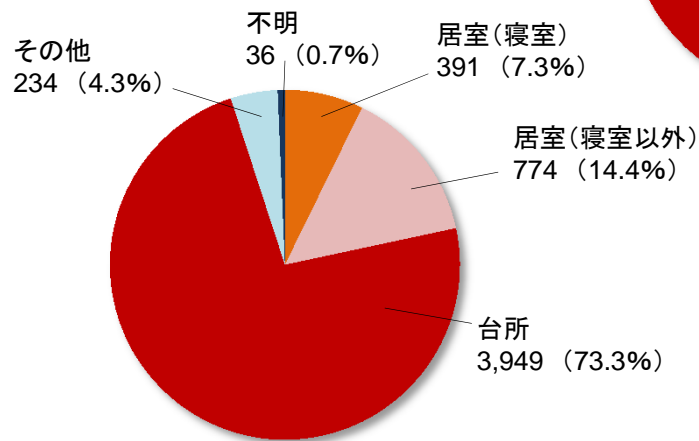
＜就寝の有無＞



＜火災に気づいた者＞



＜出火箇所＞



主な奏功事例(平成23年6月調査分)①

コンロの点火放置による奏功事例件数：計 343件

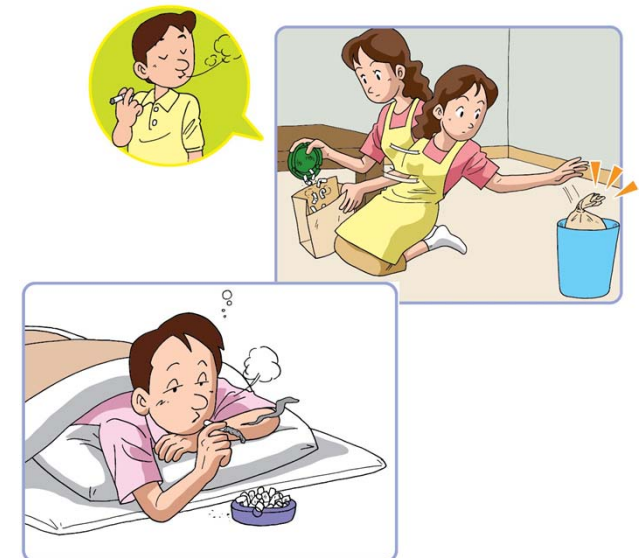
奏功概要報告数計 540件

- 日中、70歳代の高齢者夫婦の住宅において、昼頃台所で鍋をガスコンロにかけていたのを忘れて焦がしたもので、この住宅には、台所に熱式、階段に煙式の住警器を設置されていた。ただし、発報したのは台所の熱式でなく、発煙により離れた階段の煙式が発報している。なお、この住警器は警報音だけのもので作動したとき、何の音かわからなかったが住宅内を確認しているうちに台所からの発煙を発見した。この住宅ではこのあと同じ事例があったが、やはり階段煙式住警器の発報により奏功している。(福島県 喜多方地方広域市町村圏組合消防本部)
- ガステーブルに水と鶏ガラを入れた鍋を掛けたまま、買い物に出掛けてしまい、発煙により警報器が発報した。隣人が警報音に気付き、119番通報するとともに、屋外に設置してあるガスボンベの元栓を閉鎖したため、事なきを得た。(栃木県 芳賀地区広域行政事務組合消防本部)



たばこからの出火による奏功事例件数：計 45件

- 居住者が、居間で灰皿に溜まっていた吸殻をゴミ箱に捨てる際、完全に消えているか確認を怠ったため、ゴミ箱内の紙屑に着火し、周囲の物品に延焼拡大したもので、居住者が、階段に設置していた住警器の作動音に気付き脱出し大事に至らなかった。(和歌山県 和歌山市消防局)
- 木造2階建ての1階ダイニングにあるこたつ布団から出火した。出火原因についてはこたつの掛け布団に、たばこの火種が落ち燻燃が起きて約1時間後に燃え上がり、火災に至ったものと推定される。住民の対応として、隣人が住宅用火災警報器の発報音に気づき、いち早く現場を確認し、早期通報により、ぼやですんだ。(三重県 三重紀北消防組合消防本部)

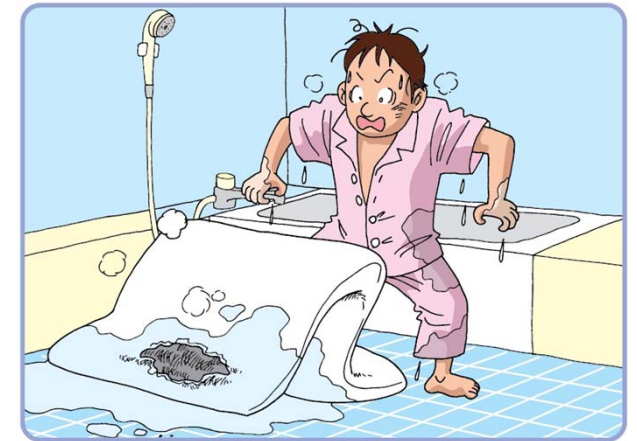


主な奏功事例(平成23年6月調査分)②

ストーブからの出火による奏功事例件数：計 31件

- 居住者が居間でテレビを見ていたところ、廊下に設置されていた住警器が作動した。その音に気づきドアを開けると、廊下に煙が充満しており、洗面所に置いてある電気ストーブの上でタオルが燃えていたため、浴室のシャワーで消火し、119番通報した。(埼玉県 上尾市消防本部)
- RC3階建ての共同住宅1階に住む住人が深夜に帰宅しテレビを見ようと抜いていたコンセントプラグ2個をテレビ2台のものと思いこみ壁のコンセントに差し込みテレビを見た後コンセントプラグは抜かず就寝した。朝方、住宅用火災警報器の警報音で目が覚めると室内に煙が充満しており、119番通報後屋外に避難したため怪我はなかった。原因は、差し込んだコンセントプラグ1個が電気ストーブのもので電源スイッチが入った状態で本棚に向き合っていたため時間の経過とともに本棚と本から発煙した。(福島県 白河地方広域市町村圏消防本部)
- 居室内に干してあった洗濯物が電気ストーブに落ちて煙が上がったが、設置されていた住警器(煙式)が作動して、警報音に気付いた在宅者が洗濯物を除去し火災を未然に防いだ。(神奈川県 湯河原町消防本部)

奏功概要報告数計 540件



地震が原因による奏功事例件数：計 3件

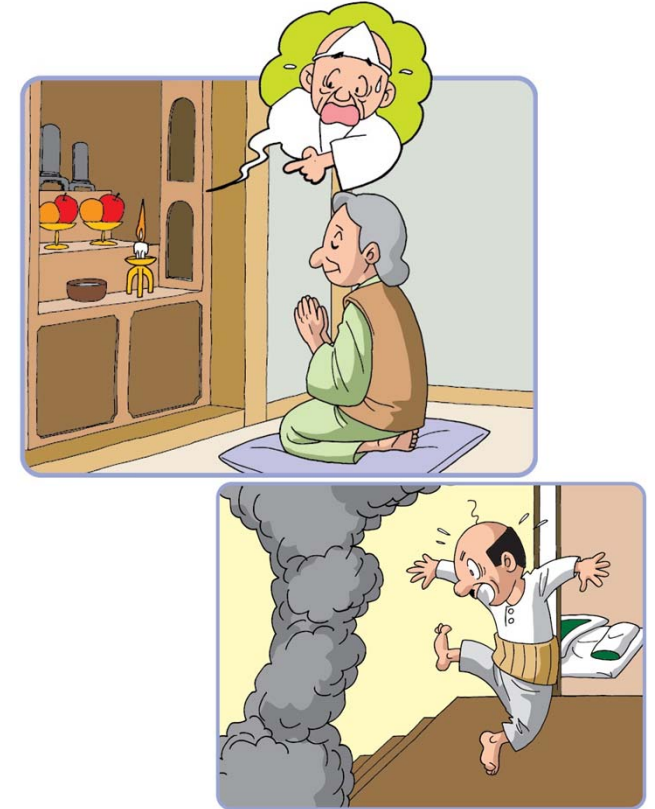
- 地震発生により停電状態となり洗面台でろうそくを使用したまま消さずに就寝した。数時間後、住警器の鳴動音で目覚め、天井一面に煙が漂っているのを発見し、水道水で消し止めた。
- 停電により、ろうそくの火で灯りをとっていたところ、ろうそくが倒れ付近にあった衣類に着火した。居間を離れトイレにいた居住者が警報音に気づき水道水で消火、延焼拡大には至らなかった。(焼損程度ぼや)
- 居間で照明用のろうそくが転倒し出火、住警器が鳴動し付近住民が駆け付け、ぬれタオルにて初期消火した。

主な奏功事例(平成23年6月調査分)③

その他の原因による奏功事例件数：計 118件

- 居住者が就寝中に住警器の警報音が鳴っていることに気がつき、寝室のドアを開けたところ、煙が充満していたため、玄関からの避難をあきらめ、居間のベランダから屋外に避難した。原因は、何者かが玄関の郵便ポストから建物内部に放火したもので、119番通報は付近住民が行っている。(北海道 札幌市消防局)
- 家人が電気保温トレイとカセットデッキの電源コードを勘違いし、誤って電気保温トレイの電源コードをコンセントに差し込んでスイッチをいれたまま外出したため、電気保温トレイの蓄熱により電気保温トレイの上に置いてあったアルバムが燻り、寝室に設置していた住警器(煙式)が感知して警報を発したものである。なお、近隣居住者が警報音に気がつき119番通報した。(岩手県 盛岡地区広域消防組合消防本部)
- 深夜に男性が、寝室で自殺を図ろうとしライターでふとんに火を付けたもので、同寝室に設置してあった住警器が鳴動し、隣室で就寝する女性が住警器の警報音で目が覚め火災に気づいた。(群馬県 前橋市消防本部)
- 電気炊飯器の炊きあがりタイマーでセットしていた。居間に置いてあったテーブルタップに電気炊飯器及び電気ポットを差し込んだまま使用している状態で、炊飯器のタイマーが働き通電状態となったことによりテーブルタップに過電流が流れ加熱し発火した。居間の住警器が作動し、2階寝室で寝ていた住人が鳴動に気付き電源を抜きテーブルタップのみの焼損で終わった。(鹿児島県 薩摩川内市消防本部)
- 居間の仏壇にあるろうそくに火を灯した後、夫婦で夕食を食堂で取っていた。階段に設置してあった住警器が鳴動したため、各部屋を確認したところ、居間の仏壇から炎があがっていたので、消火器と水道水を使用し消火を行った。(山梨県 甲府地区広域行政事務組合消防本部)

奏功概要報告数計 540件



地域における先進的な取組事例

火災予防運動期間中に管内で結婚式を行う人に住警器を贈呈した。(青森県 五所川原地区消防事務組合消防本部)

「住警器義務化ラスト月間」と位置付け取組みを行った。(秋田県 秋田市消防本部)

町の封筒に「住警器、平成23年6月から設置義務化！」の印を押し使用している。(山形県 山辺町消防本部)

ポスターコンクールを開催し、優秀作品をカレンダーに印刷後、全世帯に配付した。(福島県 伊達地方消防組合消防本部)

うちわを4,000枚作成し、片面を危険物安全週間、もう片方を住警器設置推進にして配付した。(茨城県 常陸太田市消防本部)

公用車にラッピングした。(千葉県 市川市消防本部) 電車、バスにラッピングした。(東京都 東京消防庁)

駅構内放送、ゴミ収集車からの放送を実施した。(神奈川県 横須賀市消防本部)

牛乳パックの広告欄に印刷した。(石川県 金沢市消防本部)

標語を募集した(小中学生)。(長野県 上田地域広域連合)

県をあげて、設置促進のための啓発広報活動を一斉に行った。(愛知県、徳島県)

タクシー会社の協力を得て、客に対しティッシュを配布した。(大阪府 堺市消防局)

明石市防災センターのガラス壁面に設置期限までのカウントダウン表示をした。(兵庫県 明石市消防本部)

5月を設置促進強化月間とし、毎月10日は住警器の日と定めた。(島根県 雲南消防組合雲南消防本部)

主要なスーパーのショッピングカー各30台に「住警器を設置しましょう」と表示した。(広島県 北広島町消防本部)

映画館でCM上映した。(福岡県 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部)

市の指定ゴミ袋に広告を掲載した。(佐賀県 伊万里市消防本部、有田町消防本部)

ロゴ入りエコバック(設置しましたか？住宅用火災警報器)を配布した。(鹿児島県 大隅肝属地区消防組合消防本部)

住宅用火災警報器設置対策基本方針

平成 23 年 9 月 7 日
住宅用火災警報器設置対策会議決定

1 趣旨

我が国の住宅火災における死者数は、平成 15 年に 1,000 人を超え、このうち 65 歳以上の高齢者が占める割合は約 6 割と高く、今後の高齢化の進展とともにさらに増加することが懸念された。

このため、平成 16 年の消防法改正により、既存住宅を含めたすべての住宅を対象として住宅用火災警報器等（以下「住警器」という。）の設置が義務付けられ、各市町村の条例に基づき、平成 23 年 6 月までに全国全ての市町村において施行された。

しかしながら、平成 23 年 6 月時点の推計では、住警器を未だ設置していない世帯は約 3 割にのぼり、地域によっては住警器の設置率が約 50%程度にとどまっているのが現状である。

住警器の設置は、住宅防火対策の「切り札」と言え、国民の安全・安心を確保する上で極めて重要であり、実際に、我が国における住宅火災における死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成 18 年以降減少を続けているなど一定の効果が現れている。

したがって、住宅火災による被害のさらなる軽減を図るためにも、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる主体が総力を結集し、住警器を未だ設置していない世帯への働きかけを進め、法令遵守を徹底する必要がある。

加えて、住警器を設置した住宅に対しては、適切な維持管理を行ってもらうこと等により、その設置の定着を図る必要がある。

2 基本方針

(1) 住警器の未設置世帯に対する働きかけの強化

① 地域社会における働きかけ

住宅火災による被害のさらなる軽減を図るためにも、住警器の未設置世帯に対しては、消防法令に従い、早期に住警器を設置することを強く働きかける必要がある。

その際には、消防署又は消防本部に加えて、これまでも住警器の設置促進に多大な貢献を果たしてきた消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、町内会、自治会等の地域社会に密着した推進主体（地域コミュニティ）が引き続き一体となって、住警器の設置を働きかけていくことを基本とする。

② 全国的な働きかけの展開

全国・地域レベルのそれぞれの段階においても、消防防災や住宅関係者のみならず、自治会、福祉・教育関係者、マスメディア等、幅広い分野のあらゆる主体に対して、住警器の未設置世帯に対する働きかけを求めるなど、住警器の設置義務を社会全体の課題として徹底する必要がある。

(2) 住警器の奏功事例等の積極的な周知

住警器の未設置世帯に対して住警器の設置を働きかけていくためには、住警器を設置した住宅において火災による被害を軽減することができた具体の奏功事例をPRすることにより、住警器の設置の必要性を幅広く認識してもらうことが重要である。

そのため、住警器による具体の奏功事例について地域社会に密着した推進主体等を通じて収集を図り積極的に広報するほか、各地域において住宅火災が発生した際に消防長又は消防署長による火災原因調査で住警器の設置状況及び作動状況を把握し、住警器の設置が火災被害の軽減につながったことなどをマスメディア等に対し情報提供するなど、住警器の奏功事例等の積極的な周知を図る。

また、住警器の設置を働きかける先進的な取り組みを全国的に広く周知する。

(3) 住警器の維持管理に関する広報の強化

住警器を設置した住宅に対しては、住警器の維持管理について適切な情報提供を行うことにより、住警器の設置の確実な定着を図ることも、今後の重要な課題である。

特に、電池切れ警報や誤発報等により設置していた住警器を取り外してしまう等の事例が想定されることから、こうした事例を防ぐため、定期的に動作確認を行うなど、適切な維持管理の方法についても広報の強化を図る。